



第48回 定時株主総会招集ご通知

日時 2023年3月24日（金曜日）午前10時
（開場 午前9時）

場所 東京都港区港南二丁目17番1号 京王品川ビル
当社本社3階ホール

- 議案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第8号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、株主の皆様には、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ご利用ください。

パソコン・スマートフォン・タブレット端末から
主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4812/>



書面またはインターネットによる議決権行使期限
2023年3月23日（木曜日）午後5時30分まで

株式会社 電通国際情報サービス
証券コード：4812

ISIDグループの企業理念

ミッション

誠実を旨とし、テクノロジーの可能性を切り拓く挑戦者として、
顧客、生活者、社会の進化と共存に寄与する。

ビジョン

HUMANOLOGY for the future

人とテクノロジーで、その先をつくる。

人を見つめ、社会の行く先をとらえ、テクノロジーの可能性を広げる。

人とテクノロジーが響きあえば、未来はもっと良くできる。

行動指針

AHEAD

先駆けとなる

Agile

まずやってみる

Humor

人間魅力で超える

Explore

切り拓く

Ambitious

夢を持つ

Dialogue

互いに語り尽くす

ごあいさつ

「Vision 2030」の実現に向け、
グループを挙げて自己変革に
取り組んでいます。

代表取締役社長 名和亮一



株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2022年12月期の業績は、売上高、利益ともに5期連続で過去最高を更新し、営業利益については、中期経営計画で定めた2024年12月期の定量目標を2年前倒しで達成しました。これもひとえに、株主様をはじめステークホルダーの皆様のご支援の賜物と感謝しております。この結果を受け、期末配当は2022年7月に発表した配当予想修正のとおり、1株当たり45円を予定しております。これにより年間配当は前期比22円増の78円となります。

ISIDグループは現在、長期経営ビジョン「Vision 2030」の実現に向け、グループを挙げて変革に取り組んでいます。2030年には、社会や企業の変革をリードする多様な人材、多彩なテクノロジー、多種のソリューションを持つ集団として、売上高3,000億円規模の企業になることを目指しています。

今般、Vision 2030実現に向けた大きな自己変革の一つとして、第48回定時株主総会の承認を条件として、2024年1月1日付けで商号を「株式会社電通総研」へ変更するとともに、コンサルティングビジネスを専業とする連結子会社2社の当社への統合に向けた検討・準備の開始と、電通グループの日本事業を統括する「dentsu Japan」内のシンクタンク「電通総研」の機能の当社への移管検討を行うこととしました。新たな商号・体制のもと、システムインテグレータの枠組みを超え、情報発信力や事業構想力、ビジネスプロデュース力など社会や企業の課題解決に資するケープビリティをさらに確立・強化し、持続的な成長に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

証券コード 4812
2023年3月3日

株主の皆様へ

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社 電通国際情報サービス
代表取締役社長 名 和 亮 一

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.isid.co.jp/ir/stocks/soukai.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4812/teiji/>



【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ISID」、または「コード」に当社証券コード「4812」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月23日（木曜日）午後5時30分までに、後記のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日は、インターネット上でのライブ配信を実施いたしますので、ご視聴をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年3月24日 (金曜日) 午前10時 (開場 午前9時)
2. 場 所	東京都港区港南二丁目17番1号 京王品川ビル 当社本社3階ホール
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第48期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第48期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件
4. 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> (1)書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。 (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 (3)書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合には、インターネットにより行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 従前書面でお送りしていた株主総会資料 (株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告) は、会社法改正による電子提供制度の開始に伴い、上記各ウェブサイトに掲載して提供することとなりました。お手数ですが、上記各ウェブサイトへアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。なお、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、すべての議決権を有する株主様に対して、株主総会参考書類および事業報告等の一部を抜粋した資料 (サマリー版) をお送りしております。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「2.(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

お知らせ

- 会社法に定める株主総会資料（招集ご通知）の書面交付請求手続きを行うことができなかった株主様で、同資料を書面で希望される株主様につきましては、次のウェブサイトよりお申し込みいただくことで、今回に限り書面で受け取ることが可能です（日本国内に限ります。）。

受付期間 : 2023年3月3日～2023年3月13日

受付サイト : <https://shomen.sokai.jp/4812/2023/19/>



なお、次回も書面での送付を希望される株主様につきましては、証券口座を開設されている証券会社または株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

- 本株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、前記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。
- 定時株主総会終了後、期末配当書類とあわせて「ISID Business Report」を株主の皆様へご送付してまいりましたが、本招集ご通知の構成を変更したことにより、内容が一部重複したこと、また主要な情報は当社ウェブサイトで開示していることから、今回より発行を取りやめることといたしました。なお、中間配当書類とあわせてご送付しております中間期の「ISID Business Report」につきましては、当社ウェブサイト上にて発行を継続する予定です。

ライブ配信についてのご案内

本株主総会の模様をライブ配信いたします。詳細は、本招集ご通知とあわせてお送りする「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応およびライブ配信について」をご覧ください。



本株主総会 ライブ配信

配信日時 2023年3月24日（金曜日）午前10時から株主総会終了まで

議決権の事前行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。



書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年3月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

（議決権行使書用紙のご記入方法のご案内）

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XXX 株
議決権の数 XXX 股

1. _____
2. _____

同封同 ← はログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

▶ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。



インターネットで議決権を行使される場合

下記の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2023年3月23日(木曜日) 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

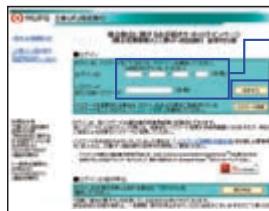


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当を継続することを配当に関する基本方針に掲げるとともに、連結配当性向の目安を40%以上としております。

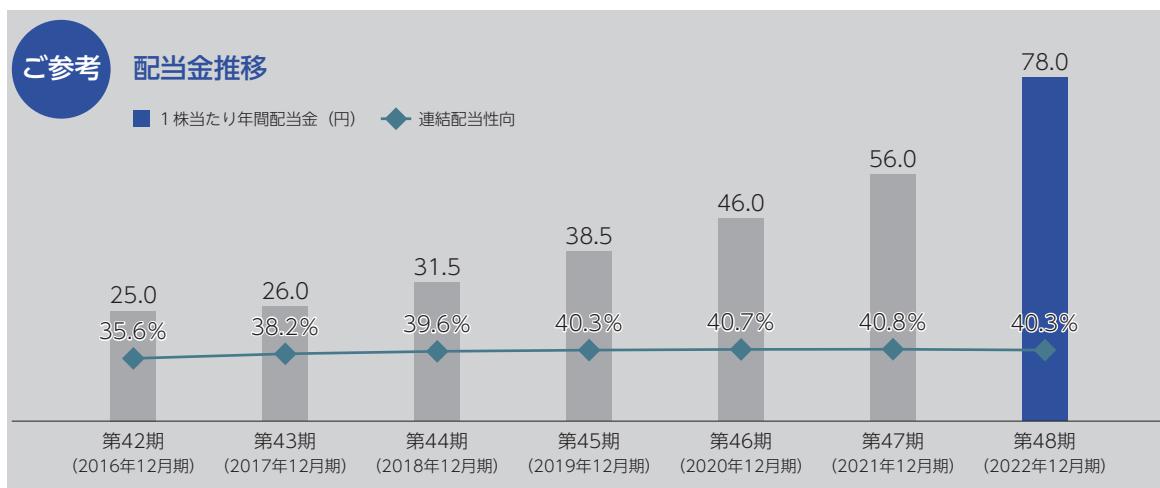
この方針に基づき、前期末の配当金より15円増額の1株につき45円といたしたいと存じます。

すでに実施済みの中間配当金1株につき33円とあわせまして、年間配当金は1株につき78円、連結配当性向は40.3%（※）となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社株式1株につき金45円 総額2,932,402,500円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月27日

※役員報酬BIP信託に対する配当金を含む配当金総額を、親会社株主に帰属する当期純利益で除して算出しております。



(注) 当社は2021年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。このため、第42期から第46期の「1株当たり年間配当金」は当該株式分割が第42期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号の変更

当社グループは、長期経営ビジョン「Vision 2030」および中期経営計画「ISID X Innovation 2024」において、様々な自己変革の遂行を掲げております。この自己変革の受け皿となるに相応しい新たな企業体およびブランドを構築することを目的として、当社の商号を「株式会社電通国際情報サービス」から「株式会社電通総研」に変更することとし、現行定款第1条（商号）につき、所要の変更を行うものであります。

なお、商号変更の効力発生日については、2024年1月1日といたします。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除ならびに取締役への権限委譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

(3) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社では、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、感染症や自然災害等の不測の事態に備え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条に第2項を新設するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(4) 剰余金の配当等の決定機関の変更

不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な場合となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能にするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第42条（剰余金の配当等）を新設するとともに、現行定款第46条（期末配当金）および第47条（中間配当金）を削除するものであります。なお、今般の定款変更後も、期末配当金につきましては、引き続き株主総会決議によって行うことを予定しております。

本議案における定款変更のうち、特段の定めのない事項については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、 <u>株式会社電通国際情報サービス</u> と称し、英文では、 <u>Information Services International-Dentsu, Ltd.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>株式会社電通総研</u> と称し、英文では、 <u>DENTSU SOKEN INC.</u> と表示する。
第2条～第3条 (条文省略)	第2条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の方法等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の方法等および手数料については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="294 208 632 232">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="210 284 276 308">(員数)</p> <p data-bbox="195 325 701 349">第20条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p data-bbox="430 400 497 424">(新設)</p> <p data-bbox="210 515 323 539">(選任方法)</p> <p data-bbox="195 556 730 616">第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="255 704 427 728">2 (条文省略)</p> <p data-bbox="255 745 427 769">3 (条文省略)</p> <p data-bbox="210 821 276 845">(任期)</p> <p data-bbox="195 861 730 997">第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="255 1013 730 1112">2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="430 1161 497 1185">(新設)</p>	<p data-bbox="878 208 1215 232">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="795 284 861 308">(員数)</p> <p data-bbox="780 325 1301 385">第20条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、13名以内とする。</p> <p data-bbox="840 400 1313 461">2 <u>当社の監査等委員である</u>取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="795 515 908 539">(選任方法)</p> <p data-bbox="780 556 1315 692">第21条 取締役は、<u>監査等委員である</u>取締役と<u>監査等委員でない</u>取締役とを<u>区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="840 704 1035 728">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="840 745 1035 769">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="795 821 861 845">(任期)</p> <p data-bbox="780 861 1315 997">第22条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="840 1013 1315 1149">2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="840 1164 1315 1339">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の<u>任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="294 208 632 235">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="208 285 278 312">(員数)</p> <p data-bbox="193 325 704 352"><u>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="208 402 329 429">(選任方法)</p> <p data-bbox="193 441 731 505"><u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="254 517 731 656">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="208 706 278 733">(任期)</p> <p data-bbox="193 745 731 884"><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="254 896 731 996">2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="254 1008 731 1147">3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="208 1197 368 1224">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="193 1236 731 1300"><u>第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p data-bbox="923 208 1170 235">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="1010 325 1079 352">(削除)</p> <p data-bbox="1010 441 1079 468">(削除)</p> <p data-bbox="1010 745 1079 772">(削除)</p> <p data-bbox="792 1197 1003 1224">(常勤の監査等委員)</p> <p data-bbox="777 1236 1315 1336"><u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第38条</u> <u>監査役会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p><u>第39条</u> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p><u>第40条</u> <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第34条</u> <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査等委員会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>(会計監査人の選任)</u></p>	<p><u>(選任方法)</u></p>
<p><u>第42条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第38条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第43条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第39条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p><u>(報酬等)</u></p>
<p><u>第44条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p><u>第45条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第41条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(期末配当金)</u> <u>第46条</u> 当社は、株主総会の決議によって、 <u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載</u> <u>または記録された株主または登録株式</u> <u>質権者に対し金銭による剰余金の配当</u> <u>(以下「期末配当金」という。)を支</u> <u>払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u> <u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載</u> <u>または記録された株主または登録株式</u> <u>質権者に対し、会社法第454条第5項</u> <u>に定める剰余金の配当(以下「中間配</u> <u>当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等)</u> <u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u> <u>会社法第459条第1項各号に掲げる事</u> <u>項を定めることができる。</u></p> <p>2 当社は、毎年6月30日または12月31 <u>日の最終の株主名簿に記載または記録</u> <u>された株主または登録株式質権者に対</u> <u>し、金銭による剰余金の配当(以下</u> <u>「配当金」という。)をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第48条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> 配当金が、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 当会社は、第48回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第48回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>3. 定款第1条（商号）の変更は、2024年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本項は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

第3号議案

監査等委員でない取締役6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものとしたします。

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者3名はいずれも、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、各氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員となる予定であります。

候補者番号	候補者氏名	性別(年齢)	現在の当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況
1	なわ 名和 亮一 再任	男性 (満65歳)	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者兼最高執行責任者	5年	13回/13回 (100%)
2	おおがね 大金 慎一 新任	男性 (満57歳)	専務執行役員	—	—
3	いちじょう 一條 和生 再任 社外 独立	男性 (満64歳)	取締役	7年 9ヶ月	13回/13回 (100%)
4	たかおか 高岡 美緒 再任 社外 独立	女性 (満43歳)	取締役	1年	10回/10回 (100%)
5	わだ 和田 知子 新任 社外 独立	女性 (満55歳)	—	—	—
6	さの 佐野 傑 再任 非執行	男性 (満53歳)	取締役	1年	9回/10回 (90%)

(注) 1. 社外 は社外取締役候補者、独立 は独立役員候補者をそれぞれ示しております。

2. 高岡美緒氏および佐野傑氏は、前年の定時株主総会（2022年3月23日開催）において新たに選任されたので、取締役会への出席回数異なります。

3. 上記の取締役会出席状況に記載の開催回数のほか、法令および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号

1

なわ りょういち
名和 亮一

生年月日

1957年10月24日生 (満65歳)

再任



所有する当社の株式数

19,120株

取締役在任期間

5年

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1981年 4月 当社入社
- 2011年 4月 同 執行役員
- 2017年 1月 同 上席執行役員
- 2018年 3月 同 取締役
同 常務執行役員
- 2019年 1月 同 代表取締役社長 社長執行役員<現任>
最高経営責任者兼最高執行責任者<現任>

監査等委員でない取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業業務に携わり、米国現地法人出向、基幹系システムを提供する事業部の責任者補佐、米国GEグループ会社との合併会社の代表取締役社長を務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しております。また、2019年1月からは代表取締役社長、最高経営責任者兼最高執行責任者として、取締役会議長を務めるとともに、強固なリーダーシップのもと、当社グループの成長に尽力してきました。引き続き当社グループの経営全般を統括する役割を適切に果たせると判断し、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者番号

2

おおがね
大金

しんいち
慎一

生年月日

1965年12月25日生 (満57歳)

新任



所有する当社の株式数

16,400株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1988年 4月 ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社 (現 三菱総研DCS株式会社) 入社
1992年 6月 当社入社
2010年 4月 同 執行役員
2019年 1月 同 上席執行役員 コミュニケーションITセグメント長補佐
2020年 1月 同 常務執行役員 コミュニケーションITセグメント長
2021年 1月 同 専務執行役員<現任>
コミュニケーションITセグメント長、Xイノベーション本部担当
(以降、上記担当に加えて、ビジネスソリューションセグメント長、
事業統括、経営企画本部担当補佐を歴任)
2023年 1月 同 コーポレート統括<現任>

監査等委員でない取締役候補者とした理由

入社以来、主にシステム開発等の技術関連業務に携わるとともに、コミュニケーションITセグメントの責任者を務め、電通グループ内の協業を推進する等、豊富な業務経験を有しております。また、直近では事業統括およびXイノベーション本部担当として、事業セグメントや業界等の枠を超えたX Innovationの実践を主導するとともに、2030年に当社が目指す姿をまとめた長期経営ビジョンの実現に向けて、社内プログラムの責任者を務めております。これらによって培われた高い見識と豊富な経験をもとに、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者番号 **3**

いちじょう
一條

かずお
和生

生年月日
1958年10月13日生（満64歳）

再任 **社外** 独立



所有する当社の株式数

0株

取締役在任期間

7年9ヶ月

取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1993年10月 一橋大学社会学部助教授
- 2001年 4月 同 大学院社会学研究科教授、国際企業戦略研究科教授
- 2001年 6月 当社社外監査役
- 2005年 3月 株式会社シマノ社外取締役<現任>
- 2007年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- 2014年 4月 同 大学院国際企業戦略研究科研究科長
- 2015年 6月 当社社外取締役<現任>
- 2017年 6月 ぴあ株式会社社外取締役<現任>
- 2018年 1月 株式会社ワールド社外取締役<現任>
- 2018年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長 教授
- 2022年 4月 IMD（国際経営開発研究所）教授<現任>

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および期待される役割

企業戦略、イノベーションおよびコーポレートガバナンス研究の専門家としての知識、経験に加えて、当社以外の上場企業の社外役員の経験も豊富に有しております。また、2017年8月からは当社が任意で設置した指名・報酬委員会の委員として、2019年1月からはその委員長として、取締役の指名・報酬に関する客観性・透明性の確保にも多大な貢献をされています。引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮いただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

0株

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

10回/10回（100%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1999年 7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
- 2002年 7月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社
- 2006年 4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社
- 2009年 1月 マネックスグループ株式会社入社
- 2014年 1月 同 執行役員 新事業企画室長
- 2014年 4月 マネックスベンチャーズ株式会社取締役
- 2017年 9月 株式会社メディカルノート入社
Arbor Venturesパートナー
- 2018年 3月 株式会社メディカルノート取締役CFO
- 2020年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外取締役<現任>
- 2021年 3月 株式会社カヤック社外取締役（監査等委員）<現任>
- 2021年 4月 DNX Venturesパートナー<現任>
- 2021年12月 HENNGE株式会社社外取締役<現任>
- 2022年 3月 当社社外取締役<現任>

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および期待される役割

複数の金融機関において、M&A案件や戦略投資等に携わり、財務・資本政策に関する高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、その他の事業会社においては、取締役として管理部門を管掌し、業績および企業価値の向上に貢献したほか、当社以外の上場企業の社外役員の経験も有しております。引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮いただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **5** わ だ **和田** と も こ **知子**

生年月日

1968年3月21日生（満55歳）

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行
1999年 8月 アーサーアンダーセン（税務部門）ニューヨーク事務所入所
2002年 6月 KPMGピートマーウィック東京事務所（現 KPMG税理士法人）入所
2005年10月 同 パートナー
2023年 1月 同 退職

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および期待される役割

国内の金融機関において、コーポレートファイナンスおよび国際業務に携わり、財務に関する豊富な実務経験を有しております。また、その後は、国際税務の分野に携わり、2005年からは税理士法人のパートナーに就任する等、税務に関する高い知見と豊富な実務経験を有しております。それらをもとに、当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮いただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

候補者番号

6

さの
佐野

たけし
傑

生年月日

1970年3月3日生（満53歳）

再任

非執行



所有する当社の株式数

0株

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

9回/10回（90%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1992年 4月 株式会社電通入社
2012年 1月 同 営業局営業部長
2015年 4月 同 営業局局次長
2016年 1月 同 営業局局長補
2017年 1月 同 営業局長
2018年 1月 同 ビジネスプロデュース局長
2021年 1月 同 執行役員
株式会社電通テック取締役
株式会社電通ライブ取締役
2021年 3月 株式会社電通 トランスフォーメーション・プロデュース局MD
2022年 1月 株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員
株式会社電通コンサルティング取締役<現任>
2022年 3月 当社取締役<現任>
2022年 6月 公益社団法人日本マーケティング協会常任理事<現任>
2022年 8月 イグニション・ポイント株式会社取締役<現任>
2023年 1月 株式会社電通グループ dentsu ビジネス・トランスフォーメーションCEO<現任>
株式会社電通グループ dentsu Japan執行役員<現任>
株式会社電通 統括執行役員<現任>

監査等委員でない取締役候補者とした理由

1992年に株式会社電通に入社後、主に同社の営業局での営業業務に携わり、2021年1月からは同社の執行役員を務めております。また、現在は、株式会社電通グループのdentsuビジネス・トランスフォーメーションCEOとしてグローバル市場での顧客のビジネス変革や新規事業の創造を支援する領域の責任者を務めるとともに、同社の国内事業を統括するdentsu Japanの執行役員および株式会社電通の統括執行役員を務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しております。引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、電通グループとの更なる協業推進への貢献を期待し、監査等委員でない取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者の年齢および取締役在任期間は、本総会終結時のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 事業統括は、当社およびグループにおける事業活動全般に関する事項を統括いたします。
4. コーポレート統括は、当社およびグループにおけるコーポレート部門に関する事項を統括いたします。
5. 一條和生氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および期待される役割」に記載の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 佐野傑氏の「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」には、当社の親会社である株式会社電通グループおよびその子会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
7. 電通ジャパンネットワーク（2023年1月1日付で「dentsu Japan」に事業ブランド名を変更）は、電通グループの国内事業を統括・支援する株式会社電通グループの社内カンパニーです。
8. 当社は一條和生氏、高岡美緒氏および佐野傑氏の各氏との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、また、和田知子氏が選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、当社取締役を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、監査等委員でない取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年4月に更新する予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分もあわせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者のうち村山由香里氏および笹村正彦氏は、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、両氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員となる予定であります。

候補者番号	候補者氏名		性別(年齢)	現在の当社における地位および担当	監査役在任期間	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	せきぐち 関口	あつひろ 厚裕	男性 (満61歳)	常勤監査役	2年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	むらやま 村山	ゆかり 由香里	女性 (満50歳)	取締役	—	12回/13回 (92%)	—
3	ささむら 笹村	まさひこ 正彦	男性 (満57歳)	監査役	7年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)

(注) 1. **社外** は社外取締役候補者、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ示しております。

2. 上記の取締役会出席状況に記載の開催回数のほか、法令および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号

1

せきぐち
関口

あつひろ
厚裕

生年月日

1961年12月2日生（満61歳）

新任

社外



所有する当社の株式数

0株

監査役在任期間

2年

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

監査役会への出席状況

13回／13回（100%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月 株式会社電通入社
2012年 6月 同 第3営業局部長
2016年 1月 同 第3営業局局長補
2019年 1月 同 トランスフォーメーション・プロデュース局長
2021年 3月 当社社外監査役（常勤）＜現任＞

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1988年に株式会社電通に入社後、主にマーケティング業務、営業業務等に携わり、2019年1月からは顧客のビジネス変革を支援・共創する組織の設立とともにその責任者を務める等、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、2021年に当社の監査役に就任後は、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たしてきました。それらをもとに、今後は監査等委員である取締役として、その機能を発揮いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者番号

2

むらやま
村山

ゆかり
由香里

生年月日

1972年8月4日生（満50歳）

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

12回／13回（92%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 2000年 4月 弁護士登録
ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）
（旧 坂井秀行法律事務所）弁護士
- 2010年 1月 金融庁監督局（金融会社室および信用機構対応室）出向
- 2012年 4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）へ帰任
同 事務所カウンセラー
- 2013年 1月 同 事務所パートナー
- 2015年 4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー＜現任＞
- 2015年 6月 当社社外監査役
- 2016年 3月 同 社外取締役＜現任＞
- 2022年 6月 カーリットホールディングス株式会社社外取締役＜現任＞

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士としての専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験、また、金融庁監督局への出向による金融監督行政等の実務経験を有しております。2017年8月からは当社が任意で設置した指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する客観性・透明性の確保にも多大な貢献をされています。それらをもとに、今後は監査等委員である取締役として、当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、独立した立場からその機能を発揮いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ささむら
笹村

まさひこ
正彦

生年月日

1965年12月19日生 (満57歳)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

監査役在任期間

7年

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

監査役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1989年 9月 港監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
- 1993年 8月 公認会計士登録
- 2004年 2月 税理士登録
- 2005年 6月 天侖堂株式会社設立、代表取締役<現任>
- 2013年 6月 株式会社電通ミュージック・アンド・エンタテインメント社外監査役<現任>
- 2014年 4月 株式会社パートナーズ・コンサルティング エグゼクティブ・パートナー<現任>
パートナーズ総合税理士法人社員<現任>
- 2016年 3月 当社社外監査役<現任>
- 2018年12月 株式会社エアロネクスト監査役<現任>

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士、税理士としての財務および会計に関する相当程度の知見と経験を有しております。2016年に当社の監査役に就任後は、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たしてきました。それらをもとに、今後は監査等委員である取締役として、当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、独立した立場からその機能を発揮いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者の年齢および監査役在任期間は、本総会終結時のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 村山由香里氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割」に記載の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。また、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 当社は関口厚裕氏、村山由香里氏および笹村正彦氏の各氏との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年4月に更新する予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分もあわせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

ご参考

●業務執行取締役候補者の選任基準

- (1) 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図る観点から判断できること
- (2) 当社グループの業務に関し専門知識を有すること
- (3) 構想力、決断力およびリーダーシップに優れていること
- (4) 取締役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること

●社外取締役候補者の選任基準

- (1) 経営、法律、財務・会計、情報技術、コーポレートガバナンス、リスク管理等の分野における豊富な経験または専門的な知識を有すること
- (2) 経営課題やリスクを把握する能力、モニタリング能力等に優れていること
- (3) 中立的な立場から、自らの意見を積極的に具申できること
- (4) 取締役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること
- (5) 当会社の最高経営責任者（CEO）等からの独立性を保つことができること

●社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役（候補者を含む）が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすことに加え、以下の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（※）の業務執行者
- (3) 当社より、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）

※当社の定める基準を超える取引先とは、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、当社との取引が当社連結売上高の2%に相当する金額を超える取引先をいう。

●取締役候補者の専門性・経験（スキル・マトリックス）

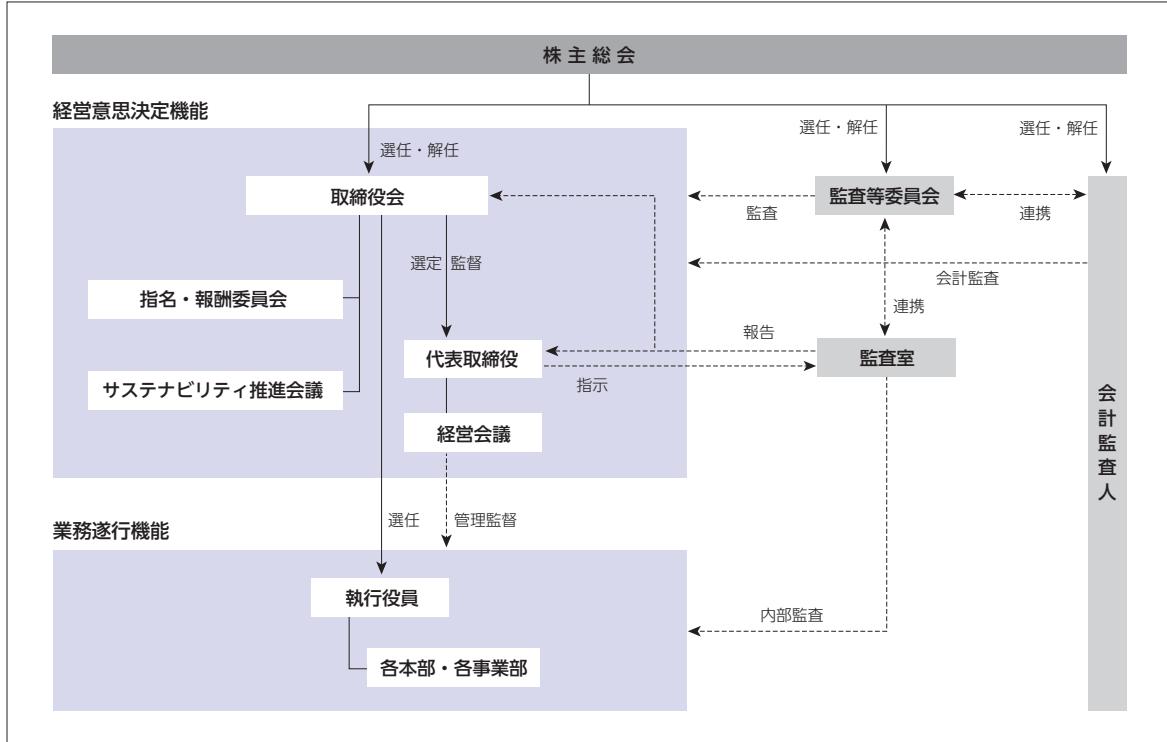
役職	氏名	専門性・経験						
		企業経営	法務・人事・リスク管理	財務・会計	営業・マーケティング	テクノロジー	国際的経験	
監査等委員でない取締役	業務執行	名和 亮一	●			●	●	●
		大金 慎一	●	●	●	●	●	
	非業務執行	一條 和生	●					●
		高岡 美緒	●		●	●		●
		和田 知子			●			●
		佐野 傑	●			●	●	●
監査等委員である取締役	関口 厚裕	●	●		●	●		
	村山 由香里		●					
	笹村 正彦			●				

〔専門性・経験の詳細〕

企業経営	企業経営、経営戦略 など
法務・人事・リスク管理	法務、知財、HR、リスク管理 など
財務・会計	財務、会計、M&A など
営業・マーケティング	顧客リレーション、取引先リレーション、当社の製品/商品/ソリューションに関する営業・マーケティング面の経験/知見 など
テクノロジー	IT、IT実装、DX、当社の製品/商品/ソリューションに関する技術面の経験/知見 など
国際的経験	海外駐在経験、国際機関/海外法人（研究機関/事業体等）での経験、グローバルビジネス経験 など

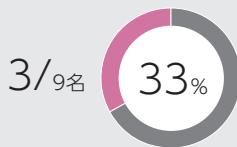
ご参考

●ガバナンス体制図（監査等委員会設置会社への移行後）

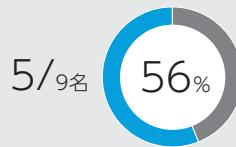


取締役会の構成

女性取締役比率



独立役員比率



取締役：9名（内、監査等委員である取締役：3名）



男性
社内取締役

男性
社外取締役

女性
社外取締役

★ 代表取締役

○ 監査等委員である取締役

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役については、法令に定める員数を欠いたことを就任の条件として、その任期は前任者の残存期間といたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

たなか こういちろう
田中 耕一郎

生年月日
1965年7月6日生（満57歳）

社外 独立



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1987年10月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1991年 3月 公認会計士登録
- 1998年 8月 米国デロイト・トウシュ・トーマツ大連駐在事務所駐在
同 事務所常駐代表（事務所長）
- 2002年 9月 デロイト・トウシュ・トーマツ中国深圳事務所駐在
同 事務所日系業務部華南統括ディレクター
- 2003年 6月 同 事務所パートナー
- 2003年 9月 監査法人トーマツ東京事務所監査部門に帰任
- 2003年12月 監査法人トーマツ コーポレートファイナンス部パートナー
- 2005年 5月 税理士登録
- 2014年 7月 田中総合会計事務所設立、所長<現任>
- 2017年 3月 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役<現任>
- 2018年 6月 一般財団法人日本自動車研究所監事<現任>
- 2020年 6月 株式会社有沢製作所社外監査役<現任>

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士、税理士としての財務および会計に関する相当程度の知見と、大手監査法人における豊富な業務経験および海外駐在経験を有しております。それらを当社の監査体制に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者の年齢は、本総会終結時のものです。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中耕一郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 田中耕一郎氏が当社の監査等委員である取締役に就任する場合、当社は同氏との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 田中耕一郎氏は、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏が当社の監査等委員である取締役に就任する場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、田中耕一郎氏が当社の監査等委員である取締役に就任する場合、被保険者となります。なお、当該保険契約は、2023年4月に更新する予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分もあわせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第6号議案

監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2014年6月24日開催の第39回定時株主総会において年額400百万円以内（取締役賞与の額を含む。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに、取締役賞与の額を含む監査等委員でない取締役の報酬額を、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、当社は2022年2月9日開催の取締役会において、「取締役および監査役の報酬等の決定方針」を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」、本議案、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」および第8号議案「監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、これを第48期事業報告の「2. (3)④ 取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおり変更することを予定しております。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数および他社水準等を勘案したもので、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ており、相当な内容と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、当社は2022年2月9日開催の取締役会において、「取締役および監査役の報酬等の決定方針」を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」、第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」、本議案および第8号議案「監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、これを第48期事業報告の「2.(3)④ 取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおり変更することを予定しております。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、監査等委員である取締役の人数および他社水準等を勘案したものであり、相当な内容と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第8号議案

監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2022年3月23日開催の第47回定時株主総会の第5号議案「取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件」において業績連動型株式報酬制度導入のご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに、業績連動型株式報酬制度を決定させていただきたいと存じます。監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を次のとおり変更するほかは、いずれも第47回定時株主総会でご承認をいただいた内容のとおりであります。

<対象者> 変更箇所：下線

(第47回定時株主総会での承認内容)

当社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および、当社の執行役員（フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。）

(本議案)

当社の監査等委員でない取締役（非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および、当社の執行役員（フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。）

本議案は、当社の監査等委員でない取締役（非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下「業務執行取締役」という。）および執行役員（フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。業務執行取締役と併せて以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中期経営計画の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」でご承認をお願いしている報酬額とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

なお、当社は2022年2月9日開催の取締役会において、「取締役および監査役の報酬等の決定方針」を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」、第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、これを第48期事業報告の「2.(3)④取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、下記2.(3)のとおり、対象期間（下記2.(2)に定義される。）に取締役等に付与するポイントの上限は、19万5,000ポイント（19万5,000株相当）であり、当社発行済株式総数（2022年12月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.3%以下であります。そのため、本議案の内容は、相当である

と考えております。

本制度の対象となる当社の業務執行取締役の員数は、第3号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる業務執行取締役を兼務しない執行役員は14名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

これにより、当社の取締役等の報酬は、引き続き、役位別に定める「月次報酬（固定報酬）」ならびに連結業績に連動する「年次賞与」および「業績連動型株式報酬」の3つにより構成されます。

なお、当社は、親会社からの独立性を十分に確保し、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、親会社からの独立性を有する独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入については、指名・報酬委員会の審議を経ております。

2. 本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。詳細は下記(2)以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の業務執行取締役（国内非居住者を除く。） ・当社の執行役員（フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として合計6億円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法（下記(2)および(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として信託期間中に取締役等に付与する株式交付ポイント（下記(3)に定義する。）の上限は19万5,000ポイント（19万5,000株相当） ・当社発行済株式総数（2022年12月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.3% ・本信託は、当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない

<p>③ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間の中期経営計画等の目標達成度等に応じて変動 ・2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については、最終事業年度の連結売上高、連結営業利益および連結ROEの目標達成度に応じて、月次報酬の0～12か月分相当の範囲で変動（1事業年度あたり0～4か月分相当） ・2025年12月31日で終了する事業年度以降に開始する対象期間の業績達成条件の内容については、取締役会において別途決定予定
<p>④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期等（下記(4)のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）とします。なお、最初の対象期間は2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とすることを第47回定時株主総会で承認いただいておりますが、当該対象期間に関する信託金の拠出、および信託金を原資とする株式市場からの株式取得については2022年度中に対応しております。

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に上限額を6億円として信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として株式市場または当社から株式を取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記(3)のとおり。）を付与し、本信託は、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役員別月次報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（最初の対象期間については2025年3月頃を予定。）に、信託期間中に累積した基準ポイント数（以下「累積ポイント数」という。）に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間の最終事業年度（最初の対象期間については2024年12月期）の業績目標達成度（※1）に基づき、最初の対象期間においては0～4.0の範囲で定めるものとし、その結果、株式交付ポイント数は概ね月次報酬額の0～12か月分相当の範囲となります（※2）。

※1 2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については、連結売上高、連結営業利益および連結ROEを業績評価指標とする予定です。2025年12月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の中期経営計画を基に別途取締役会において定めま

す。

※2 業績連動係数は、2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については0～4.0の範囲で定めるものとし、業績評価指標に掲げる目標値達成時の業績連動係数は2.4とします。2025年12月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、別途取締役会において定めま

す。株式交付ポイント数は、3年間の平均では概ね1事業年度あたり0～4か月分相当となります。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数を調整します。

なお、信託期間中に取締役等が退任（死亡した場合を含める。）し、または海外赴任することとなった場合には、当該時点までに累積したポイント数を株式交付ポイント数として、交付等を行う当社株式等を決定します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される株式交付ポイントの総数の上限は、3事業年度毎に19万5,000ポイント（195,000株相当）といたします。この株式交付ポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

なお、株式交付ポイントの総数の上限の当社発行済株式総数（2022年12月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.3%です。

(4) 取締役等に対する株式交付等の時期および方法その他株式の交付条件の概要

取締役会が別途定める受益者要件（対象期間の最終事業年度末日に制度対象者であること、非違行為等がないこと等）を充足した取締役等に対する当社株式等の交付等の時期は、原則として、対象期間終了後（ただし、信託期間中に取締役等が退任した場合は、退任後一定の時期）となります。

受益者要件を充足した取締役等は、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、その時点で株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点で算出した株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めます。

以 上

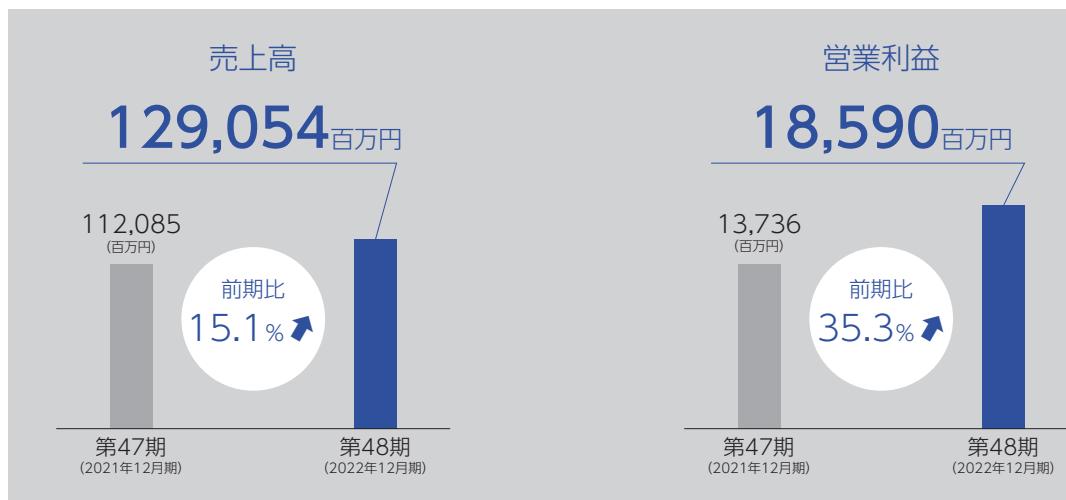
事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2022年1月1日～2022年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策のもとで経済・社会活動の正常化が進み、景気は緩やかながらも持ち直しの動きが継続しました。当社グループを取り巻く事業環境についても、ウクライナ情勢の長期化や原材料価格の上昇を背景に一部の顧客に保守的な動きが見られたものの、業務やビジネスの革新にデジタル技術を活用するための企業の投資意欲は強く、堅調に推移しました。

かかる状況のもと当社グループは、当連結会計年度より長期経営ビジョン「Vision 2030」を掲げるとともに、3ヶ年の中期経営計画「ISID X(Cross) Innovation 2024」をスタートさせました。「Vision 2030」では2030年に、多様な人材、多彩なテクノロジー、多種のソリューションを持つ集団として、売上高3,000億円規模の企業グループになることを目指しています。



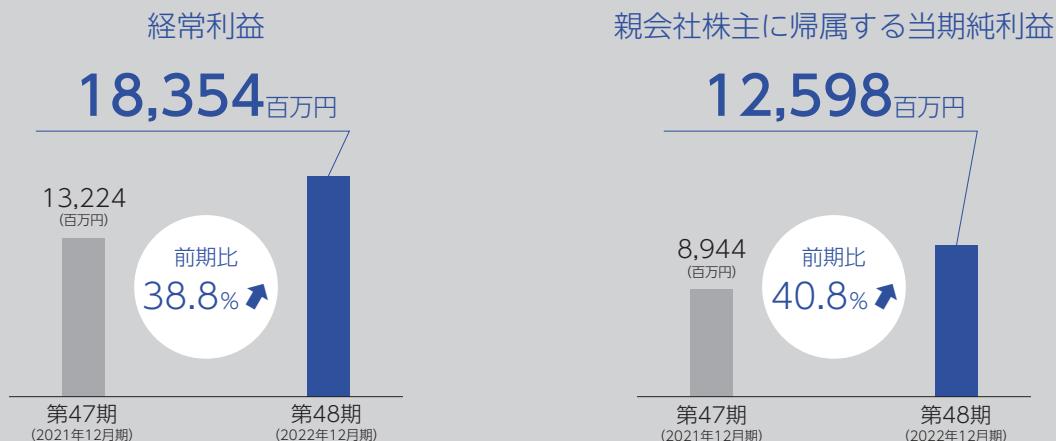
また、その実現に向けての第1歩となる当中期経営計画（2022年12月期～2024年12月期）では、定量目標を売上高1,500億円、営業利益180億円、営業利益率12%、ROE15%と定め、4つの活動方針「事業領域の拡張」「新しい能力の獲得」「収益モデルの革新」「経営基盤の刷新」のもと、事業成長の加速と自己変革に取り組んでいます。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高129,054百万円（前期比115.1%）、営業利益18,590百万円（同135.3%）、経常利益18,354百万円（同138.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益12,598百万円（同140.8%）となりました。

売上高については、4つのセグメントすべてにおいて増収となりました。利益につきましても、人員増および業績連動賞与の拡大等に伴う人件費の大幅な増加や、オフィス賃貸借契約の一部解約に伴う賃貸借契約解約損922百万円の特別損失計上等がありましたが、増収効果に加え、ソフトウェア製品を中心とする売上総利益率の向上により、すべての段階利益で大幅な増益となりました。

これにより、売上高および各段階利益のいずれも5期連続で過去最高を更新するとともに、中期経営計画で定めた2024年12月期の定量目標のうち、営業利益、営業利益率、ROEを2年前倒しで達成しました。

なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、これに伴う影響額は、売上高2,692百万円、営業利益1,318百万円の増加となりました。

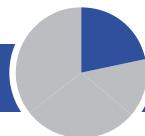


報告セグメント別売上高、営業利益および営業の状況



金融ソリューション

売上高構成比 **21.8%**



主要な事業内容 金融機関をはじめ企業における各種金融業務を支援するITソリューションの提供を主たる事業としています。

- 当連結会計年度は、銀行業向けのDX支援案件が顧客接点改革領域を中心に好調に推移したことに加え、その他金融業向けのシステム開発案件が拡大したことにより、増収となりました。利益につきましては、一部案件における売上原価増により収益性が低下したものの、増収効果により、増益となりました。



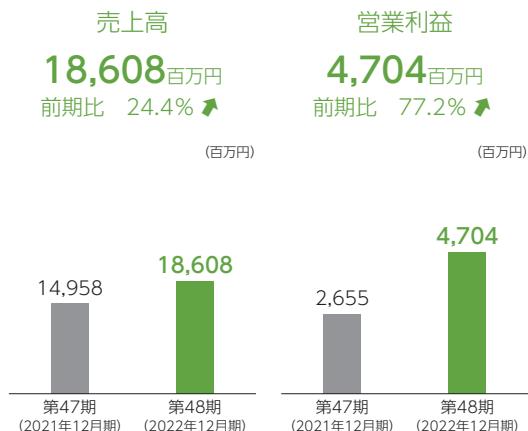
ビジネスソリューション

売上高構成比 **14.4%**



主要な事業内容 会計・人事を中心に経営管理業務を対象とするITソリューションの提供を主たる事業としています。

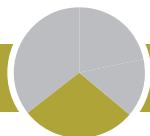
- 当連結会計年度は、注力する4つのソリューション、統合人事ソリューション「POSITIVE」、連結会計ソリューション「STRAVIS」、会計ソリューション「Ci*X」、経営管理ソリューション「CCH Tagetik」の販売・導入が、商社、小売業およびサービス業を中心に拡大したことにより、増収増益となりました。





製造ソリューション

売上高構成比 28.3%



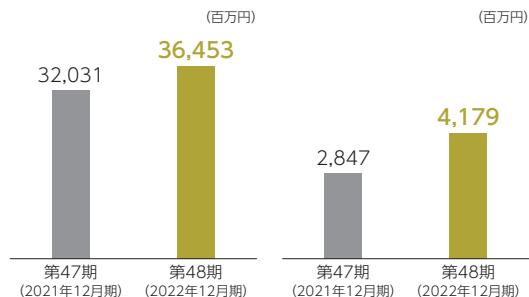
主要な事業内容 製造業の製品開発/製造/販売/保守にわたる製品ライフサイクル全般を対象とするITソリューションの提供を主たる事業としています。

- 当連結会計年度は、エンジニアリングチェーンのデジタル化の実現を支援するPLM^{*}ソリューション「Teamcenter」の導入案件が機械業および輸送機器業を中心に拡大したことにより、増収増益となりました。

※PLM：Product Lifecycle Management

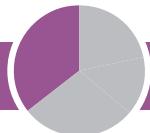
売上高
36,453百万円
前期比 13.8% ↑

営業利益
4,179百万円
前期比 46.8% ↑



コミュニケーションIT

売上高構成比 35.5%

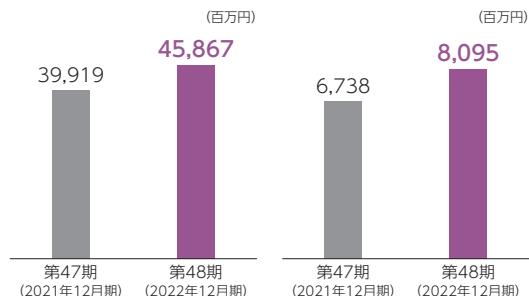


主要な事業内容 マーケティングから基幹業務領域まで企業のバリューチェーンやビジネスプロセスの最適化を支援するITソリューションの提供を主たる事業としています。

- 当連結会計年度は、マーケティングおよび基幹業務領域における顧客のDX支援案件がサービス業や製薬業向けに好調に推移したことに加え、ERPシステムの更新需要を背景としたSAPソリューションの導入案件も製造業を中心に拡大したことにより、増収増益となりました。

売上高
45,867百万円
前期比 14.9% ↑

営業利益
8,095百万円
前期比 20.1% ↑



(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループの経営の基本方針は、「誠実を旨とし、テクノロジーの可能性を切り拓く挑戦者として、顧客、生活者、社会の進化と共存に寄与する。」と定義した企業理念（ミッション）の実現に向け、事業活動を推進することです。企業理念はさらに、ビジョンとして当社グループが向かうべき方向を、行動指針として当社グループが大切にすべき価値観をそれぞれ定めており、社員の日々の行動が企業理念全体の実現に繋がるよう、目標と戦略を経営計画に落とし込むとともに、社員への浸透活動を積極的に実施しております。

② 事業環境認識と中長期的な会社の経営戦略

変化が激しく将来が予測しづらい時代ではあるものの、コロナ禍が加速させたニューノーマル社会への変化、サステナブルな社会の実現に向けた意識や責任の変化、国内の人口減少に伴う労働環境の変化、テクノロジーのさらなる進化は、今後のメガトレンドであると認識しています。

これらの変化の中で、社会や企業は、持続可能性と成長性の両立にこれまで以上にテクノロジーの活用を目指しており、この領域が当社グループにとって大きな成長機会になると捉えています。さまざまなステークホルダーと連携し、進化・細分化する多様なテクノロジーの活用を的確に実践することができる存在に、社会や企業の期待がさらに高まると予想しています。

当社グループは、上述のように、変化の激しい時代においても持続的な成長を実現するためには、長期の視点をグループで共有することが必須との認識から、2030年に向けた長期経営ビジョン「Vision 2030」を策定するに至り、2022年2月にこれを発表いたしました。

長期経営ビジョン「Vision 2030」

1. Vision 2030ステートメント

ISIDグループは、社会と企業の変革を実現する存在“X Innovator”を目指し、自己変革していく

2. 2030年のありたき姿

当社グループの2030年のありたき姿は、企業理念を体現する高付加価値企業として、社会、企業、生活者からの期待に応える存在になることです。そのためには、1985年に自ら標榜した“システムインテグレータ”の枠から脱却し、人とテクノロジーの多様性を備えた、社会や企業の変革を実現する存在へと自己変革していく必要があると認識しています。このありたき姿を当社グループは、「X Innovator」～X Innovationの実践を通して社会と企業の変革を実現する存在～」と定義します。“システムインテグレータ”から“X Innovator”への自己変革により成長性を高め、2030年には、社会や企業の変革を実現するに相応しい多様な人材、多彩なテクノロジー、多種のソリューションを持つ集団として、売上高3,000億円規模の企業になることを目指します。



3. 2030年に向けた活動方針

ありたき姿の実現に向けて、4つの自己変革を推進します。

事業領域の拡張 (拓くチカラ)	事業領域を、企業の個別業務課題を解決するビジネスから、企業全体の課題解決や社会の変革を支援するビジネスへと、拡張を図ります。
新しい能力の獲得 (創るチカラ)	テクノロジー実装の強みをさらに高めるとともに、社会や企業変革を導くために必要となる様々なケーパビリティを新たな強みとして獲得します。
収益モデルの革新 (稼ぐチカラ)	ソリューションの拡充・強化に加え、新たなデリバリーモデルの構築等を通して、収益モデルの多様化と収益性の向上を図ります。
経営基盤の刷新 (支えるチカラ)	自己変革のスピードを加速させるため、また、将来の環境変化に柔軟に適応する能力を獲得するため、経営の基盤を刷新します。

4. 2030年までのステップ

2022年から2030年までの9年間で、3ヶ年ごと3回にわけて中期経営計画を立案し、推進していく予定です。各期間の基本的な位置づけは以下のとおりとなります。

① 2022-2024年	成長を加速させつつ、将来に向けた布石として、当社グループの新しい基盤を構築していく期間とします。
② 2025-2027年	2025年に当社グループは創立50周年を迎えます。新しい当社グループとして、オーガニック・インオーガニック両面で従来以上の積極的なチャレンジを行い、さらに高い成長を目指す期間とします。
③ 2028-2030年	ありたき姿の実現に向けて、積極的なチャレンジを継続するとともに、2030年以降を見据えた新しい長期経営ビジョンを検討する期間とします。



③ 対処すべき課題と対策

長期経営ビジョン「Vision 2030」のもと、第1回目の位置づけとなる中期経営計画「ISID X Innovation 2024」において、当社グループが対処すべき課題と対策について、基本方針および重点施策に取りまとめております。詳細は以下のとおりです。

中期経営計画「ISID X Innovation 2024」

1. 基本方針

X Innovationの深化により成長を加速させつつ、
2030年のありたき姿を見据え、ISIDグループの新しい基盤を構築していく

2. 重点施策

Vision 2030で定義した4つの自己変革に、合計10の重点施策をもって取り組めます。

A. 事業領域の拡張（拓くチカラ）

当社グループは企業の事業活動を、モノやサービスなどの価値を創り出す活動（価値創出）と、ブランディングやマーケティングなどを通じて価値を訴求し提供する活動（価値提供）の2面で捉えており、それぞれの領域で当社グループならではの競争優位性を確立し、事業の拡大を目指します。

- (1) 価値創出の領域は、当社グループが従来から強みを持つコアの事業領域です。既存4セグメント間の戦略的な人員配置と連携等により、前中期経営計画に続く継続的な成長を目指します。
- (2) 価値提供の領域は、電通グループとしての強みを生かして拡大してきた事業領域です。この領域では、各部門のマーケティング関連ビジネスに関わる人材を集約し、全社横断で推進する体制を整え、「顧客接点改革事業」として確立させ、より高い成長を目指します。
- (3) 価値創出および価値提供の両領域における、当社グループと電通グループの強みを掛け合わせ、新たに企業全体の変革と事業成長を支援する「企業変革支援事業」、ならびに社会の変革を支援する「社会変革支援事業」を立ち上げ、将来のコア事業とすべく全社横断で推進します。

B. 新しい能力の獲得（創るチカラ）

- (4) 喫緊の課題である人員不足の解消に向けて、採用方法を見直し、人員数の拡大ペースを高めるとともに、多様な外部調達を推進します。
- (5) 企業変革支援の事業確立に向けて、事業やサービスの構想力、デザイン力、ビジネスプロデュース力を高めるべく、コンサルティングのケープビリティを強化・獲得します。
- (6) 先端テクノロジー人材の集約をさらに進め、全社横断で、テクノロジー実装における競争優位性を高めます。

C. 収益モデルの革新（稼ぐチカラ）

- (7) ソフトウェア製品・商品のラインアップ拡充および機能強化を推進します。
- (8) サブスクリプション型、SaaS型、レベニューシェア型ビジネスの強化、BPOビジネスの強化、パートナー協創モデルの拡大等、ビジネスモデルの多様化を推進します。

D. 経営基盤の刷新（支えるチカラ）

- (9) サステナビリティ方針のもと、サステナブルな社会の実現に貢献する経営を推進します。
- (10) 経営管理基盤、人事・教育制度、グループ／組織構造、ブランドの変革等を実施します。

④ 商号変更と連結子会社2社の当社への統合

当社グループは、Vision 2030において、2030年のありたき姿を「社会、企業、生活者からの期待に応える存在」と定めるとともに、社会や企業の変革をリードする多様な人材、多彩なテクノロジー、多種のソリューションを持つ企業を目指し、自己変革を遂行すると掲げています。今般、この自己変革の受け皿となるに相応しい新たな企業体およびブランドを構築することを目的に、当社の商号を、「株式会社電通国際情報サービス」から「株式会社電通総研」に変更することを決定しました（当社の商号変更は、第48回定時株主総会において第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることにより決定いたします。）。

また、当社は、本商号変更にあわせて、コンサルティング機能の強化を目的に、当社の完全子会社である株式会社アイティアイディおよび株式会社ISIDビジネスコンサルティングの当社への統合に向けた検討・準備を開始します。さらに、電通グループの日本事業を統括する「dentsu Japan」内のシンクタンク「電通総研」の機能の当社への移管についても、今後、株式会社電通グループと協議を進めていく予定です。

新商号「株式会社電通総研」のもと、システム・インテグレータの枠組みを超え、社会や人に対する洞察力や情報発信力、事業やサービスの構想力、デザイン力やビジネスプロデュース力など、社会や企業の課題解決に資するケータビリティをさらに確立・強化するとともに、コーポレートブランドの一新を通して案件および人材の獲得力を高め、長期にわたる持続的な成長に繋げてまいります。

⑤ 目標とする経営指標

当社グループは、顧客に提供する付加価値の最大化および企業価値の向上を重視しております。中期経営計画においては、「売上高」「営業利益」「営業利益率」「ROE」の4項目を業績指標に掲げるとともに、成長投資と株主還元を重要な経営指標に定めています。中期経営計画策定時の目標は、以下のとおりです。

<業績指標>

項目	2024年12月期 中期経営計画目標
売上高	1,500億円
営業利益	180億円
営業利益率	12%
ROE	15%

<成長投資>

項目	目標	方針
人材	2024年末の連結人員数 4,200名超	旺盛なニーズに対応すべく、2021年12月末比約1,000名の増員を目指します。採用・教育改革に加え、新しい働き方の構築に取り組みます。
テクノロジー	3ヶ年累計投資額 170億円	先端テクノロジーの実装力の向上、開発技術の高度化、新製品・サービスの開発等へ、前中期経営計画比約2倍の投資を実行します。
M&A	3ヶ年累計投資額 100億円以上	高い成長目標の実現に向けて、M&Aを積極的に推進します。

<株主還元>

当社グループは、2013年12月期以降、事業成長を通して増配を継続し、2019年12月期からは連結配当性向40%以上を維持してまいりました。今後も引き続き、「持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当の継続」を配当の基本方針に、「連結配当性向40%以上」を配当性向の目安として掲げ、株主還元の充実を図ってまいります。

なお、当中期経営計画の初年度となる当連結会計年度において、業績が極めて堅調に推移した結果、営業利益、営業利益率、ROEの目標を2年前倒しで達成いたしました。また、2023年2月10日には、企業ブランドの刷新およびケーパビリティの強化を目的として、2024年1月1日付けで商号を「株式会社電通総研」に変更すること、ならびにコンサルティングビジネスを専業とする完全子会社である株式会社アイティアイディと株式会社ISIDビジネスコンサルティングを当社に統合する方針であることを発表いたしました。これらの状況を踏まえ、2024年12月期の業績目標および成長投資の目標について、見直しを行う予定です。具体的な内容につきましては、2023年12月期中に検討を行い、確定次第、公表してまいります。

(3) 財産および損益の状況

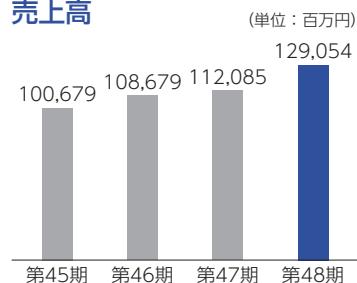
① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第45期 (2019年12月期)	第46期 (2020年12月期)	第47期 (2021年12月期)	第48期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	100,679	108,679	112,085	129,054
営業利益 (百万円)	10,075	12,189	13,736	18,590
経常利益 (百万円)	9,648	11,502	13,224	18,354
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,226	7,362	8,944	12,598
1株当たり当期純利益 (円)	95.55	112.99	137.26	193.51
総資産 (百万円)	87,305	97,147	108,188	121,892
純資産 (百万円)	54,882	59,587	65,471	73,871
1株当たり純資産額 (円)	841.85	914.08	1,004.41	1,134.80
営業利益率 (%)	10.0	11.2	12.3	14.4
自己資本利益率 (ROE) (%)	11.8	12.9	14.3	18.1

(注) 1. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

売上高



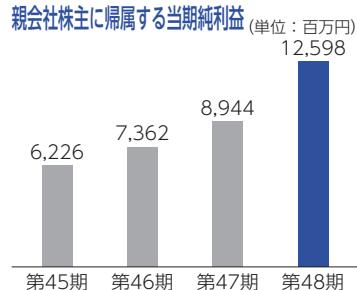
営業利益



営業利益率



親会社株主に帰属する当期純利益



総資産／純資産



自己資本利益率 (ROE)



② 当社の財産および損益の状況

区 分	第45期 (2019年12月期)	第46期 (2020年12月期)	第47期 (2021年12月期)	第48期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	86,107	92,234	96,535	111,779
営 業 利 益 (百万円)	7,392	9,117	10,802	14,681
経 常 利 益 (百万円)	8,633	10,541	12,735	16,467
当 期 純 利 益 (百万円)	5,960	6,457	8,565	11,490
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	91.46	99.09	131.44	176.49
総 資 産 (百万円)	79,887	88,944	99,820	111,415
純 資 産 (百万円)	48,826	52,640	57,874	64,954
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	749.28	807.80	888.14	998.25

(注) 1. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

売上高



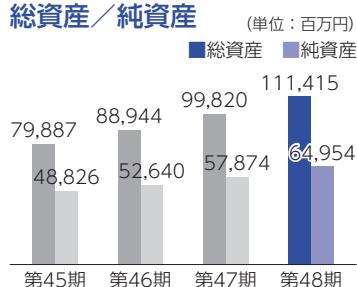
営業利益



当期純利益



総資産／純資産



2022年度 主なトピックス

2月

2030年長期経営ビジョン「Vision 2030」発表
および中期経営計画「ISID X Innovation 2024」
スタート

4月

従業員エンゲージメント向上アプリ
「ENGAGE TAG」を製品化



6月

行政手続き申請管理システム
「minnect申請管理」を自治体向けに提供開始

 minnect

6月

自治体のスマートシティ実現に
向けた都市OSソリューション
「CIVILIOS」を提供開始

 CIVILIOS

1月

2月

3月

4月

5月

6月

4月

ISIDと電通と富士通、企業の継続的な事業成長、
および環境社会課題の解決に向けて
戦略的協業に合意

5月

経費精算システム「Ci*X Expense」
の代理店販売を開始
～1社目のさくら情報システムと
契約締結、販売チャネル強化へ～

 Ci*X Expense

7月

次世代モビリティのバーチャルシミュレーション拠点
「VDX Studio」を開設
～最先端設備とシミュレーションモデルを
ワンストップで提供する国内初のレンタルスタジオ～



12月

11月

12月

静岡市の脱炭素先行
地域づくり事業に参画

10月

11月

テクノプロとDX人材の
獲得・育成に関する協業開始
～電通ジャパンネットワークと
テクノプロの戦略的提携に基づく
プロジェクト第1弾～

9月

8月

7月

10月

従業員の脱炭素化に向けた学びとアクションを促す
社内参加型ラーニングツールβ版を提供開始
～環境省が掲げる「ゼロカーボンアクション30」を
企業内で促進～

9月

国内電通グループ2社などと、Web3領域の
ビジネスを推進するグループ横断組織
「web3 club」を発足

3



サステナビリティ推進に向けた取り組み

当社グループは、サステナビリティを重要な経営テーマと捉え、2021年12月に「サステナビリティ方針」を策定し、2022年にスタートした中期経営計画「ISID X Innovation 2024」の重点施策の1つに掲げました。

2022年1月には、グループ全体のサステナビリティに関する取り組みを総合的に推進することを目的に、当社の代表取締役社長を議長とする「サステナビリティ推進会議」を設置しました。また、2022年は次の2点に注力して取り組みました。

重要課題（マテリアリティ）を特定

事業活動を通じて優先的に取り組むべき事項として、「人」「テクノロジー」「ガバナンス」に関する3つの重点テーマと関連する11の重要課題を特定しました。

	重点テーマ	目指す姿	重要課題	親和性の高いSDGs
 人	多様な プロフェッショナルの 創出と活躍	多様なプロフェッショナルを競争力の源泉と捉え、積極的な採用と人材開発を進めるとともに、能力を最大限に発揮できる環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人的資本の強化 ◆ ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進 ◆ ワークスタイルトランスフォーメーションの推進 	
 テクノロジー	事業を通じた 社会・環境課題の解決と 新たな価値の提供	豊富な業務知見と高度な技術実装力により、社会・環境課題の解決と新たな価値の提供に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会・環境課題の解決への貢献 ◆ オープンイノベーションによる新規事業の創出 ◆ 技術実装力の発揮 	
 ガバナンス	ステークホルダーから 信頼されるガバナンス 体制の構築	誠実を旨とし、経営の透明性と健全性を高め、ステークホルダーから信頼される体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コーポレートガバナンスの強化 ◆ 倫理コンプライアンスの徹底と人権の尊重 ◆ 適切なリスクマネジメントの実践 ◆ 品質の向上 ◆ 情報セキュリティ管理の強化 	

気候変動問題への取り組み

当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を2022年9月に表明しました。TCFDの提言に従い、「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標」の情報開示フレームワークに基づき積極的な情報開示に努めます。また、気候変動における機会とリスクを測定・管理するために用いる指標をCO₂排出量とし、当社のCO₂排出量（Scope 1 + 2）について、2030年度にカーボンニュートラルとする目標を設定しています。



社外からの評価

ESG投資を代表する株式指数

「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定

当社は、2022年3月に、FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexの構成銘柄に選定されました。このたびの選定は、これまでのESGへの取り組みと情報開示が評価されたことによるものです。



FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

「第6回日経スマートワーク経営調査」で4星を獲得

働き方改革を通じて生産性革命に挑む先進企業を選定する「第6回日経スマートワーク経営調査」において、当社は「人材活用力」「イノベーション力」の分野で「Sランク」の評価を受け、4星を獲得しました。



ISID サステナビリティWebサイト <https://www.isid.co.jp/sustainability/>



(4) 資金調達の様況

該当する事項はありません。

(5) 設備投資の様況

当連結会計年度に実施した設備投資額は416百万円であり、その主な内容は、オフィス環境整備のための内装工事、通信・電気等設備の取替、備品の更新等であります。

(6) 重要な親会社および子会社の様況

① 親会社の様況

当社の親会社は株式会社電通グループであり、同社は当社株式を40,259千株（出資比率61.8%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

a 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

資金取引に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

b 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社との取引についても、一般的取引と同様に、取締役会および経営会議での活発かつ多面的な議論を経て、経済合理性に基づき決定されております。

また、事業運営に関しては、良好な協業関係を保ちつつ、上場会社としての独立性を確保しており、経営方針・事業計画については、当社が主体的に決定しております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

c 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当する事項はありません。

③ 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等

親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

④ 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資率	主要な事業内容
株式会社アイティアイディ	東京都港区	百万円 300	% 100.0	情報サービス業
株式会社ISIDインターテクノロジー	東京都港区	百万円 326	100.0	情報サービス業
株式会社エステック	神奈川県横浜市	百万円 250	100.0	情報サービス業
株式会社ISID-AO	東京都港区	百万円 300	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDアシスト	東京都港区	百万円 10	100.0	当社グループの管理業務
株式会社アイエスアイディ・フェアネス	東京都中央区	百万円 55	90.9	情報サービス業
株式会社ISIDビジネスコンサルティング	東京都港区	百万円 300	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDブライト	東京都港区	百万円 10	100.0	当社グループのオフィスサービス業務
ISI-Dentsu of Europe, Ltd.	英国	英ポンド 50万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of America, Inc.	米国	米ドル 50万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of Hong Kong, Ltd.	中国	香港ドル 800万	100.0	情報サービス業
上海電通信息服务有限公司	中国	米ドル 30万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu South East Asia Pte. Ltd.	シンガポール	シンガポールドル 1,640万	100.0	情報サービス業
ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.	タイ	タイバーツ 10,800万	100.0	情報サービス業

会社名	所在地	資本金	出資率	主要な事業内容
PT. ISID Indonesia	インドネシア	インドネシア 624億	% 100.0	情報サービス業

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 2. 出資比率欄は、当社保有割合および子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。
 3. 当社は、2022年1月1日付で、株式会社ISIDエンジニアリングを吸収合併いたしました。
 4. ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.は増資を行い、資本金は10,800万タイバツ、出資比率は100.0%となっております。

⑤ 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資率	主要な事業内容
クウジツ株式会社	東京都港区	百万円 219	% 33.3	情報サービス業
Two Pillars GmbH	ドイツ	ユーロ 43,169	39.0	情報サービス業
株式会社FAプロダクツ	東京都港区	百万円 87	20.0	スマートファクトリー構築の総合支援
スマートホールディングス株式会社	東京都港区	百万円 847	19.0	スマートグループの経営戦略・経営管理
株式会社FINOLAB	東京都千代田区	百万円 150	49.0	スタートアップ支援サービス
株式会社ACSiON	東京都千代田区	百万円 349	38.8	本人確認プラットフォーム事業
Dentsu Innovation Studio Inc.	米国	米ドル 250万	49.0	情報サービス業

- (注) 1. 出資比率欄は、当社保有割合および子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。
 2. 株式会社ACSiONは増資を行い、資本金は349百万円、出資比率は38.8%となっております。

(7) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

- ① 業務およびITのコンサルティングサービス
- ② 顧客の個別仕様に基づくシステムの構築および保守
- ③ 自社開発ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービス
- ④ 仕入ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービス
- ⑤ 顧客システムの運用・保守・サポート、データセンター等を活用した情報サービスならびに業務の受託サービス
- ⑥ ハードウェアならびにデータベースやミドルウェア等のソフトウェアの販売および保守

(8) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本社	(東京都港区)
関西支社	(大阪府大阪市北区)
中部支社	(愛知県名古屋市中区)
豊田支社	(愛知県豊田市)
広島支社	(広島県広島市南区)

② 子会社および関連会社

前述の「1. (6)④ 重要な子会社の状況」および「1. (6)⑤ 重要な関連会社の状況」に所在地を記載しております。

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

セグメントの名称	従業員数		前連結会計年度末比増減	
金融ソリューション	812	(351)名	31名減	(5名減)
ビジネスソリューション	372	(246)	32名減	(23名増)
製造ソリューション	683	(244)	15名増	(2名増)
コミュニケーションIT	801	(509)	38名増	(47名増)
全社 (共通)	720	(98)	158名増	(47名増)
合計	3,388	(1,448)	148名増	(114名増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数について記載しております。
 2. 臨時従業員 (人材会社からの派遣社員) は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
 3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,842名	145名増	40.9歳	12.0年

- (注) 従業員数は、就業人員数について記載しております。

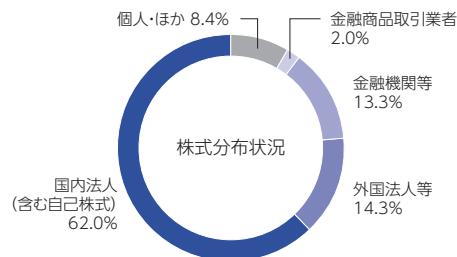
(10) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 196,000,000株
- ② 発行済株式の総数 65,182,480株
- ③ 株主数 3,598名
- ④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社電通グループ	40,259	61.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,445	6.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,260	5.0
電通国際情報サービス持株会	1,399	2.1
GOVERNMENT OF NORWAY	703	1.1
SMBC日興証券株式会社	543	0.8
MSIP CLIENT SECURITIES	437	0.7
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	388	0.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	332	0.5
株式会社日本カストディ銀行（年金信託口）	327	0.5

(注) 持株比率は自己株式（17千株）を控除して計算しております。なお、控除する自己株式には役員報酬BIP信託が所有する当社株式（96千株）を含めておりません。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当する事項はありません。なお、当社の株式報酬の内容の概要につきましては、「2. (3)④ 取締役および監査役の報酬等の額」をご参照ください。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	名 和 亮 一	社長執行役員 最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役	小 林 明	専務執行役員 社長補佐 コーポレート統括 経営企画本部、コーポレート本部担当
取締役（社外）	一 條 和 生	IMD（国際経営開発研究所）教授 株式会社シマノ社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役
取締役（社外）	村 山 由香里	弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー カーリットホールディングス株式会社社外取締役
取締役（社外）	高 岡 美 緒	DNX Venturesパートナー 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外取締役 株式会社カヤック社外取締役（監査等委員） HENNGE株式会社社外取締役
取締役	佐 野 傑	株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員 株式会社電通 執行役員 株式会社電通コンサルティング取締役 公益社団法人日本マーケティング協会常任理事 イグニション・ポイント株式会社取締役
常勤監査役	梅 沢 幸之助	
常勤監査役（社外）	関 口 厚 裕	

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監査役 (社外)	笹 村 正 彦	公認会計士、税理士 天倫堂株式会社代表取締役 株式会社電通ミュージック・アンド・エンタテインメント社外監査役 株式会社パートナーズ・コンサルティング エグゼクティブ・パートナー パートナーズ総合税理士法人社員 株式会社エアロネクスト監査役

- (注) 1. 2022年3月23日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、豊田操氏および山口修治氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 最高経営責任者、最高執行責任者、社長執行役員、専務執行役員は執行役員の役位です。
3. コーポレート統括は、当社およびグループにおけるコーポレート部門に関する事項を統括いたします。
4. 社外取締役である一條和生氏および村山由香里氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員を務めております。なお、一條和生氏は、2019年1月より同委員会の委員長を務めております。
5. 社外取締役である一條和生氏、村山由香里氏、高岡美緒氏および社外監査役である笹村正彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役である笹村正彦氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 電通ジャパンネットワーク (2023年1月1日付で「dentsu Japan」に事業ブランド名を変更) は、電通グループの国内事業を統括・支援する株式会社電通グループの社内カンパニーです。
8. 社外取締役である一條和生氏の重要な兼職の異動状況は、次のとおりであります。
一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長 教授 (2022年3月31日退任)
IMD (国際経営開発研究所) 教授 (2022年4月1日就任)
9. 社外取締役である村山由香里氏の重要な兼職の異動状況は、次のとおりであります。
カーリットホールディングス株式会社社外取締役 (2022年6月29日就任)
10. 取締役である佐野傑氏の重要な兼職の異動状況は、次のとおりであります。
公益社団法人日本マーケティング協会常任理事 (2022年6月16日就任)
イグニション・ポイント株式会社取締役 (2022年8月1日就任)
株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員 (2022年12月31日退任)
株式会社電通 執行役員 (2022年12月31日退任)
なお、同氏の2023年の重要な兼職の異動状況は、次のとおりであります。
株式会社電通グループ dentsu ビジネス・トランスフォーメーションCEO (2023年1月1日就任)
株式会社電通グループ dentsu Japan執行役員 (2023年1月1日就任)
株式会社電通 統括執行役員 (2023年1月1日就任)
11. 社外取締役である一條和生氏、村山由香里氏、高岡美緒氏および社外監査役である笹村正彦氏が兼職している他の法人等と当社との間に重要な取引関係はありません。
12. 責任限定契約の内容の概要
当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) または監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と取締役一條和生氏、村山由香里氏、高岡美緒氏、佐野傑氏、監査役梅沢幸之助氏、関口厚裕氏および笹村正彦氏との間で、責任限定契約を締結しております。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
・取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) の責任限定契約
取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。
・監査役の責任限定契約
監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき

は、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。

13. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分もあわせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

② 執行役員の状況（2022年12月31日現在）

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
専務執行役員	大金 慎一	事業統括 経営企画本部担当補佐 Xイノベーション本部担当
常務執行役員	岩本 浩久	製造ソリューションセグメント、コミュニケーションITセグメント担当 株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員
常務執行役員	平島 剛	金融ソリューションセグメント、ビジネスソリューションセグメント担当
常務執行役員	小倉 公	事業推進室担当 コミュニケーションITセグメント担当補佐
上席執行役員	山坂 勝己	コミュニケーションIT事業部長
上席執行役員	橋田 裕之	HCM事業部長
上席執行役員	山口 昌浩	コーポレート本部長 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長
上席執行役員	林 晃司	グループ経営ソリューション事業部長
執行役員	海野 慎一	製造ソリューション事業部 事業部長補佐 兼製造営業統括本部長
執行役員	幸坂 知樹	Xイノベーション本部長
執行役員	佐藤 秀樹	金融ソリューション事業部長
執行役員	中村 優一	エンタープライズIT事業部長
執行役員	寺田 徹央	コミュニケーションIT事業部 事業部長補佐
執行役員	酒井 次郎	経営企画本部長
執行役員	妹尾 真	製造ソリューション事業部長 株式会社アイティアイディ代表取締役社長

- (注) 1. 常務執行役員および上席執行役員は執行役員の役位です。
2. 事業統括は、当社およびグループにおける事業活動全般に関する事項を統括いたします。

③ 執行役員の状況（2023年1月1日現在）

2023年1月1日付組織機構改革に伴う執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
社長執行役員 最高経営責任者兼 最高執行責任者	名 和 亮 一	
専務執行役員	小 林 明	社長補佐
専務執行役員	大 金 慎 一	コーポレート統括
専務執行役員	岩 本 浩 久	事業統括 株式会社電通グループ dentsu Japan執行役員
常務執行役員	前 田 真 一	事業統括補佐
常務執行役員	平 島 剛	金融ソリューション事業部担当 金融ソリューション事業部長
上席執行役員	山 坂 勝 己	コミュニケーションIT事業部担当 コミュニケーションIT事業部長
上席執行役員	林 晃 司	グループ経営ソリューション事業部担当 グループ経営ソリューション事業部長
上席執行役員	幸 坂 知 樹	Xイノベーション本部担当 Xイノベーション本部長
上席執行役員	中 村 優 一	HCM事業部、エンタープライズIT事業部担当 エンタープライズIT事業部長
上席執行役員	酒 井 次 郎	経営戦略本部、人材戦略本部、コーポレート本部担当
上席執行役員	妹 尾 真	製造ソリューション事業部担当 製造ソリューション事業部長 株式会社アイティアイディ代表取締役社長
上席執行役員	山 口 昌 浩	コーポレート本部長 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長
執 行 役 員	佐 藤 秀 樹	金融ソリューション事業部 特命事項担当
執 行 役 員	寺 田 徹 央	人材戦略本部長
執 行 役 員	一 丸 丈 巖	経営戦略本部長
執 行 役 員	前 島 英 人	HCM事業部長

④ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	年次賞与 (業績連動報酬) (百万円)	株式報酬 (百万円)	人数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	150 (20)	115 (20)	22 (-)	12 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	43 (23)	43 (23)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	193 (43)	159 (43)	22 (-)	12 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上記には、2022年3月23日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。
2. 当社には、使用人兼務取締役はおらず、使用人分給与は支給しておりません。
3. 取締役の報酬等の額は、2014年6月24日開催の第39回定時株主総会において年額400百万円以内（取締役賞与の額を含む。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）です。また、上記年額報酬とは別枠で、2022年3月23日開催の第47回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。）に対して、3事業年度を対象として当社が合計6億円を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて当社株式の交付等が行われる業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）です。
4. 監査役の報酬等の額は、1998年6月25日開催の第23回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、第23回定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
5. 株式報酬の金額は、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。
6. 取締役会は代表取締役名和亮一氏に対し、取締役の報酬等（うち月次固定報酬および年次賞与）の個人別支給額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会で事前に検討を行っております。
7. 当事業年度において、社外役員が、当社の親会社または当社を除く親会社の子会社から、役員として受けた報酬等の総額は15百万円であります。

●役員報酬制度の概要

2023年2月10日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行後の取締役を対象に、2023年3月24日開催の第48回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の第2号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案をご承認いただくことを条件として、新たな取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「取締役の報酬等の決定方針」という。）を決議いたしました。これにより、当事業年度末における取締役および監査役の報酬等の決定方針を一部変更するものとなります。

(本株主総会の第2号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案承認後の取締役の報酬等の決定方針)

・基本的な考え方

(報酬水準について)

報酬水準は、当社の業績、当社取締役の担う責任と役割、取締役報酬の水準に関する各種のデータ等を勘案し、優秀な人材を確保できる水準とする。

(報酬構成について)

業務執行取締役の報酬は、業績達成に向けた動機付けを考慮し、固定報酬、連結業績に連動する年次賞与および中長期の業績に連動する株式報酬により構成する。

業務執行を行わない取締役（監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役の双方を含む）の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすため高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成する。

取締役の退職慰労金制度は既に廃止しており、今後も退職慰労金は支給しない。

(報酬の決定プロセスについて)

監査等委員でない取締役の報酬は、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会での事前の検討を行ったうえで、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の承認に基づき決定する。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

・監査等委員でない取締役の報酬方針

前記の基本的な考え方のもと、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会決議により定めており、その内容は次のとおりです。

a. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の監査等委員でない取締役の固定報酬は、月次の固定報酬とし、役職位および役割に応じて、現金により支給するものとし、年間では12か月の月次固定報酬を支給する。

b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業務執行取締役を対象に、業績連動報酬として、現金による年次賞与および中長期の業績に連動する株式報酬を採用する。年次賞与は、連結営業利益（期初計画比および前年実績比）ならびに親会社株主に帰属する当期純利益（期初計画比）を指標として、それらの達成度に応じて業務執行取締役の月次固定報酬（内、兼任する執行役員部分）の合計額の0～4か月の範囲を総額とし、毎年、支給時期を含め取締役会で決定する。

株式報酬については、当社が設定した信託を用いて、信託期間中の毎年一定の時期に役位別月次

報酬額を基礎として計算されるポイントを付与し、中期経営計画の最終年度の翌年の一定の時期に業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに中期経営計画期間中の累積ポイント数を乗じて、付与する株式数を算定する。株式報酬の支給は、取締役会で決議する株式交付規程に定める例外に該当する場合を除き、中期経営計画の最終年度の翌年の一定の時期に行うものとする。

c. 月次固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

報酬構成割合は、年次賞与、株式報酬のそれぞれにおいて業績指標の上限値を達成した場合において、概ね、「固定報酬：年次賞与：中長期業績連動株式報酬=65%：17.5%：17.5%」とする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬（内、月次固定報酬および年次賞与）の個人別支給額は、毎年、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長が、取締役会の決議に基づき設置された指名・報酬委員会での事前検討を経て、決定するものとする。

監査等委員でない取締役の報酬（内、株式報酬）については、取締役会で決議する株式交付規程の定めに従い、支給するものとする。

・ 監査等委員である取締役の報酬方針

監査等委員である取締役の報酬方針の内容は次のとおりです。

業務執行を行わない監査等委員である取締役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすために高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成するものとする。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当事業年度末における「取締役および監査役の報酬等の決定方針」は次のとおりです。

(当事業年度末における取締役および監査役の報酬等の決定方針)

・ 基本的な考え方

(報酬水準について)

報酬水準は、当社の業績、当社役員の担う責任と役割、役員報酬の水準に関する各種のデータを勘案し、優秀な人材を確保できる水準とする。

(報酬構成について)

業務執行取締役の報酬は、業績達成に向けた動機付けを考慮し、固定報酬、連結業績に連動する年次賞与および中長期の業績に連動する株式報酬により構成する。

業務執行を行わない取締役および監査役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすため高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成する。

取締役および監査役の退職慰労金制度は既に廃止しており、今後も退職慰労金は支給しない。
(報酬の決定プロセスについて)

取締役の報酬は、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会での事前の検討を行ったうえで、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の承認に基づき決定する。

監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

・取締役の報酬方針

前記の基本的な考え方のもと、取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会決議により定めており、その内容は次のとおりです。

- a. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬は、月次の固定報酬とし、役職位および役割に応じて、現金により支給するものとし、年間では12か月の月次固定報酬を支給する。

- b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業務執行取締役を対象に、業績連動報酬として、現金による年次賞与および中長期の業績に連動する株式報酬を採用する。年次賞与は、連結営業利益（期初計画比および前年実績比）ならびに親会社株主に帰属する当期純利益（期初計画比）を指標として、それらの達成度に応じて業務執行取締役の月次固定報酬（内、兼任する執行役員部分）の合計額の0～4か月の範囲を総額とし、毎年、支給時期を含め取締役会で決定する。

株式報酬については、当社が設定した信託を用いて、信託期間中の毎年一定の時期に役位別月次報酬額を基礎として計算されるポイントを付与し、中期経営計画の最終年度の翌年の一定の時期に業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに中期経営計画期間中の累積ポイント数を乗じて、付与する株式数を算定する。株式報酬の支給は、取締役会で決議する株式交付規程に定める例外に該当する場合を除き、中期経営計画の最終年度の翌年の一定の時期に行うものとする。

- c. 月次固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

報酬構成割合は、年次賞与、株式報酬のそれぞれにおいて業績指標の上限値を達成した場合において、概ね、「固定報酬：年次賞与：中長期業績連動株式報酬＝65%：17.5%：17.5%」とする。

- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬（内、月次固定報酬および年次賞与）の個人別支給額は、毎年、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長が、取締役会の決議に基づき設置された指名・報酬委員会での事前検討を経て、決定するものとする。

取締役の報酬（内、株式報酬）については、取締役会で決議する株式交付規程の定めに従い、支給するものとする。

なお、当事業年度の実績の個人別支給額については、取締役会決議により制定された規程および上記方針に基づき決定されていることから、取締役会はその内容が上記方針に沿ったものであると判断しております。

・業績連動報酬（年次賞与）

中期経営計画達成に向けた動機づけ等を考慮し、定量目標として掲げた連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を指標として採用しました。指標の実績については、「1. (1) 事業の経過および成果」をご参照ください。また、当事業年度における業績連動報酬の算定方法については、「取締役の報酬方針」および下表をご参照ください。

指標	評価割合 (%)	支給月数の変動幅 (か月)
連結営業利益① (対期初計画比)	40	0～1.6
連結営業利益② (対前年実績比)	40	0～1.6
親会社株主に帰属する当期純利益 (対期初計画比)	20	0～0.8
合計	100	0～4

・株式報酬

当事業年度における株式報酬の支給の際の条件等については、「取締役の報酬方針」をご参照ください。なお、当事業年度における支給はありません。

・監査役の報酬方針

監査役の報酬方針の内容は次のとおりです。

業務執行を行わない監査役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすために高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成するものとする。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

a 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	社外取締役に関して行った職務の概要・活動状況
取締役	一條 和 生	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。企業戦略、イノベーションおよびコーポレートガバナンス研究の専門家としての知識、経験および当社以外の上場企業の社外役員の経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行う等、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	村 山 由香里	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。弁護士としての専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験、また、金融庁監督局への出向による金融監督行政等の実務経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行う等、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	高 岡 美 緒	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席しました。複数の金融機関において、M&A案件や戦略投資等に携わったことによる財務・資本政策に関する高い知見と豊富な実務経験、ならびに、その他の事業会社において、取締役として管理部門を管掌し、業績および企業価値の向上に貢献した経験や当社以外の上場企業の社外役員の経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行う等、適切な役割を果たしております。
監査役	関 口 厚 裕	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	笹 村 正 彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 高岡美緒氏の取締役会出席回数については、2022年3月23日の取締役就任以降の状況を記載しております。
 2. 上記の取締役会出席状況に記載の開催回数のほか、法令および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

b 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当する事項はありません。

c 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記内容に対する社外取締役および社外監査役からの意見は特にありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署等から収集した情報に基づき、これまでの報酬額の推移、監査に要した時間の実績、報酬単価および日本公認会計士協会が公表する「監査実施状況調査」での同業他社の報酬水準等を確認し、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および当社グループの会計監査人としての適格性等を勘案して、解任または不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

「第48回定時株主総会招集ご通知」に記載の当社が指定するウェブサイトに掲載しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当を継続することを配当に関する基本方針に掲げるとともに、連結配当性向の目安を40%以上としております。

上記方針のもと、当期末の配当金は、2022年7月28日発表のとおり45円を予定しております。すでに実施済みの中間配当金とあわせ、年間配当金は1株につき78円（前期比22円増）、連結配当性向は40.3%となる予定です。

次期（2023年12月期）の配当予想につきましては、基本方針に則り、当期より10円増配し、1株当たり年間配当金88円（中間配当金44円、期末配当金44円）といたします。連結配当性向は40.9%となる見込みです。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	103,099	流動負債	45,687
現金及び預金	4,909	支払手形及び買掛金	14,163
受取手形、売掛金及び契約資産	30,377	リース債務	748
リース投資資産	0	未払費用	6,572
商品及び製品	121	未払法人税等	3,075
原材料及び貯蔵品	29	契約負債	14,296
前渡金	17,315	受注損失引当金	785
預け金	48,846	株式給付引当金	10
その他	1,503	その他	6,034
貸倒引当金	△3	固定負債	2,333
固定資産	18,793	リース債務	1,173
有形固定資産	3,098	退職給付に係る負債	52
建物	1,161	資産除去債務	854
工具、器具及び備品	488	株式給付引当金	54
土地	524	その他	198
リース資産	922	負債合計	48,021
建設仮勘定	0	(純資産の部)	
無形固定資産	5,903	株主資本	73,080
ソフトウェア	4,680	資本金	8,180
リース資産	983	資本剰余金	15,270
その他	239	利益剰余金	50,045
投資その他の資産	9,791	自己株式	△416
投資有価証券	3,182	その他の包括利益累計額	758
関係会社長期貸付金	352	その他有価証券評価差額金	234
繰延税金資産	2,926	為替換算調整勘定	524
敷金及び保証金	3,524	非支配株主持分	32
その他	159	純資産合計	73,871
貸倒引当金	△354	負債・純資産合計	121,892
資産合計	121,892		

連結損益計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,054
売上原価		82,267
売上総利益		46,786
販売費及び一般管理費		28,196
営業利益		18,590
営業外収益		
受取利息及び配当金	58	
保険配当金	44	
助成金収入	20	
投資事業組合運用益	41	
雑収入	23	188
営業外費用		
支払利息	22	
持分法による投資損失	198	
為替差損	119	
貸倒引当金繰入額	27	
雑損失	57	424
経常利益		18,354
特別利益		
投資有価証券売却益	73	
移転補償金	270	
持分変動利益	31	374
特別損失		
投資有価証券評価損	155	
賃貸借契約解約損	922	1,078
税金等調整前当期純利益		17,651
法人税、住民税及び事業税	5,285	
法人税等調整額	△244	5,040
当期純利益		12,610
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		12,598

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,920	流動負債	45,068
現金及び預金	411	買掛金	13,475
受取手形、売掛金及び契約資産	27,173	リース債務	143
商品及び製品	78	未払金	1,702
原材料及び貯蔵品	24	未払費用	4,809
前渡金	15,279	未払法人税等	2,303
関係会社短期貸付金	74	未払消費税等	1,807
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	22	契約負債	13,206
預け金	48,846	預り金	6,750
その他	1,019	受注損失引当金	859
貸倒引当金	△9	株式給付引当金	10
固定資産	18,494	固定負債	1,392
有形固定資産	1,204	リース債務	155
建物	534	資産除去債務	753
工具、器具及び備品	364	長期未払金	38
リース資産	305	預り保証金	388
無形固定資産	4,320	株式給付引当金	54
ソフトウェア	4,316	その他	2
リース資産	0	負債合計	46,460
電話加入権	3	(純資産の部)	
投資その他の資産	12,969	株主資本	64,719
投資有価証券	1,879	資本金	8,180
関係会社株式	5,229	資本剰余金	15,286
関係会社出資金	168	資本準備金	15,285
関係会社長期貸付金	609	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	2,232	利益剰余金	41,669
敷金及び保証金	3,337	利益準備金	160
その他	102	その他利益剰余金	41,508
貸倒引当金	△589	別途積立金	6,200
資産合計	111,415	繰越利益剰余金	35,308
		自己株式	△416
		評価・換算差額等	234
		その他有価証券評価差額金	234
		純資産合計	64,954
		負債・純資産合計	111,415

損益計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		111,779
売上原価		74,750
売上総利益		37,029
販売費及び一般管理費		22,347
営業利益		14,681
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,714	
オフィス業務受託収益	168	
投資事業組合運用益	41	
雑収入	36	1,960
営業外費用		
支払利息	4	
為替差損	58	
貸倒引当金繰入額	99	
雑損失	13	175
経常利益		16,467
特別利益		
投資有価証券売却益	73	
抱合せ株式消滅差益	14	88
特別損失		
投資有価証券評価損	155	
関係会社株式評価損	139	
賃貸借契約解約損	922	1,217
税引前当期純利益		15,337
法人税、住民税及び事業税	4,098	
法人税等調整額	△251	3,847
当期純利益		11,490

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

株式会社 電通国際情報サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中谷 剛之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧浦 晶平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電通国際情報サービスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電通国際情報サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

株式会社 電通国際情報サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中谷 剛之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧浦 晶平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電通国際情報サービスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査役会が全員一致で決議した「2022年度監査役監査計画」に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役等が法令を遵守し、健全な経営が行われるよう、その職務の執行を監査しました。

(1) 事業報告等に関する監査の方法及びその内容

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、また、内部監査部門及び法務部門等から定期的に報告を受け、本社及び主要な事業所において会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

内部統制システムについては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び同実施基準に準拠して作成された「内部統制の構築・運用状況チェックリスト」に基づき、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の方法のほか、取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、調査を行い、事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に関する監査の方法及びその内容

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討を加え、かつ、会計監査人の監査の方法及び結果について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月9日

株式会社電通国際情報サービス 監査役会
常勤監査役 梅 沢 幸之助 ㊦
常勤監査役（社外監査役） 関 □ 厚 裕 ㊦
監査役（社外監査役） 笹 村 正 彦 ㊦

株主総会会場ご案内図

日時 2023年3月24日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

会場



当社3階ホール

東京都港区
港南二丁目17番1号
京王品川ビル

交通

JR・京浜急行 品川駅 **港南口(東口)** より徒歩約10分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。
スマートフォンでQRコードを読み取ってください。



株主の
皆様への
お願い

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主の皆様におかれましては、書面または電磁的方法(インターネット等)により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 本株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 電通国際情報サービス

<https://www.isid.co.jp/>



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

